平成２８年（フ）第１４４号
佐賀県小城市小城町松尾4433番地
債務者　手塚　　智
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
宮崎市池内町榎迫529番地２　コーポＪＵＮ201号
債務者　新藤　好香
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８号
宮崎県串間市大字市木7359番地丙の１
債務者　富田　直子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２０７号
鹿児島県鹿児島市武２丁目１番６号（フェリシダード中央502号）
債務者　本田　浩一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目６番72号
債務者　仮屋崎陽一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５１号
鹿児島県姶良市平松4604番地１　アプローズM303号
債務者　塚田　英志
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
鹿児島県姶良市平松4604番地１　アプローズM303号
債務者　塚田　みほ
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
鹿児島県霧島市牧園町持松1330番地３
債務者　小濱　時子（旧姓丸田）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５０２４号
東京都江戸川区南小岩３丁目10－９－204
債務者　長田沙弥香（旧姓関）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０２７号
東京都足立区古千谷本町４丁目11－５
債務者　大里八惠子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３８号
東京都豊島区巣鴨３丁目22－８－102
債務者　北野　大介
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０６１号
東京都中野区弥生町４丁目15－１－103
債務者　金城　達也
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０６３号
東京都板橋区南常盤台２丁目９－６－202
債務者　飯田　きみ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０６４号
東京都世田谷区粕谷１丁目10－４－101
債務者　福田　　尚
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０６５号
東京都葛飾区東立石２丁目６－13－203
債務者　渡部　政子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０６７号
東京都北区豊島３丁目３－24－203
債務者　濱元　宏之
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部